甲州市社会福祉協議会 訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会が開設する甲州市社会福祉協議会指定 訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事 業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定 め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者(以下「訪問介護員等」とい う。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを 目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護 その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 甲州市社会福祉協議会 訪問介護事業所
 - (2) 所在地 甲州市勝沼町休息1867番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業を行う事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、 法令等において規定されている介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守 させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士2名以上。サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。自らもサービスの提供に当たるものとする。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士、1級課程修了者、2級課程修了者のうち事業規模に応じ配置する。

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(4) 事務職員 若干名 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日~金曜日 ただし、以下の日を除く。
 - ・土・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - ・12月29日から1月3日までの日

(上記以外の日の利用については、利用者の状況等により相談に応じる)

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サーヒス機糊 午前7時から午後9時までとする。

(指定訪問介護の内容)

- 第6条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護に関すること
 - (3) 生活援助に関すること

(指定訪問介護の利用料等)

- 第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該 指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証に よる自己負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、 その実費を徴収できる。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収できる。

- (1) 事業実施地域(甲州市)を越えた地点から1km あたり50円とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるこ ととする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、甲州市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急 事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管 理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には 速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、事項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を 講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養育者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い のためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり 設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後(退職)においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人甲州市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成17年11月1日から施行する。
- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年 7月12日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 6月16日から施行する。